

美術史的寄進研究の可能性

Über die Möglichkeit der kunsthistorischen Stiftungsstudie

茅根 紀子 Noriko CHINONE

はじめに¹

寄進とは、寄進者が財産の引き渡しを通して時間的制約を受けない契約関係を寄進先と結び、自身の要望を永続的にかなえてもらう事と定義される。歴史学はこの寄進を、一度限りの関係性に立脚する贈与とは区別し、理論的考察の対象としてきた。近代以前の人々は、寄進を行うことによって、死後の世界においても永久に自身が記憶され続けることを願っていた。死生観と関わる寄進は、人間社会を深く規定する社会現象であり、美術史学にとっても、宗教美術の成立を考える上で重要な問題と言える。しかし寄進は、当初より今日のような形で研究対象とされてきたわけではない。80年代に大きな方法論的変遷を経て発展を遂げて来た寄進研究は、今後も新たな展開が予想される活発な研究領域と言える。

1993年に出版されたヘルマン・カンブ著『メモリアと自己描写—ブルゴーニュ宰相ロランの寄進』² は、多くの美術寄進を行った宰相ニコラ・ロラン (c. 1376~1462) の寄進活動を考察し、寄進が最も興隆したとされる15世紀³の寄進活動の実態を包括的に浮き彫りにした。造形美術を史料として活用した典型的な文化史的寄進研究と言え、カンブによってもたらされた知見は、美術史学にとっても示唆深いものである。一方美術史学研究の立場から考えた場合、造形美術とは文化現象の解釈に向けた史料である以前に、何物にも還元できない美的存在であり、芸術的創造行為の所産である。しかしこれまでの寄進研究では、寄進の創造的な側面について正面から考察することは稀であった。それは暗黙のうちに親方や芸術家といった直接制作者の問題とされ、歴史学たる寄進研究の範疇にはないとされてきたからである。人が永遠であることを願って寄進を行うとき、なぜ造形美術を、それも創造性に優れたものを求めることになるのか。宗教美術の成立と展開の動機にも重なる、寄進と美術との根本的な関係は、造形美術の創造的側面について独自の考察を重ねてきた美術史学によってこそ、考察対象として捉えることができるのではないだろうか。

本稿ではまず、15世紀に行われた寄進の具体例として、ニコラ・ロランの多彩な美術寄進活動を記述し、宗教美術の成立と寄進が深い関係にある点を確認する。次に、寄進研究における、法制史的アプローチから社会史・文化史のアプローチへの方法論的変遷を概観した後に、典型的な文化史的寄進研究である、カンブによる造形美術の分析を方法論的に考察し、美術作品を史料としてのみ扱うことの問題点を指摘する。最後に、近代美術史学の成立動機に立ち戻ることで、美術史的アプローチから寄進研究を行うことの可能性、また美術史学研究にとっての寄進研究の意義について探ってみたい。

1. 寄進とキリスト教美術の成立—ニコラ・ロランの美術寄進

キリスト教世界に生きる人々にとって、死後にあっても社会に記憶され続けることは大きな関心事であった。生者が死者の名を呼ぶことによって神は死者を思い起こし、死者に慈悲を授け、死者はこれを自らの魂の救済の助けとすることができるからである。中世社会を深く規定していたこの願望は、財産の授受を通じて寄進者の名を典礼で呼ぶことを寄進先へと永遠に課す寄進にこそ、もっとも明らかに見出すことができる⁴。

15世紀アルプス以北の絵画作品における傑作として知られる、ヤン・ファン・エイク作《宰相ロランの聖母》⁵（挿図1）とロヒール・ファン・デル・ウェイデン作「最後の審判の祭壇画」⁶（挿図2・3）は共に、ほぼ40年の長きにわたってフィリップ善良公の宰相を務めた寄進者ニコラ・ロランによって注文制作されたことが知られている。ニコラ・ロランは、上級書生であったジャン・ロランを父に、1376年頃オータンに生を受けた。当時ロラン家はやや上流の市民階級に属するに過ぎなかったが、ブルゴーニュの宰相として多数の功績を挙げた彼は、1424年、フィリップ善良公によって騎士へと叙階される⁷。ロランは古いブルゴーニュ貴族の出身であるギゴンヌ・ドゥ・サランと三度目の婚姻を果たす一方で、「大貴族風の（fürstlich）」⁸寄進を行うことによって、新たに獲得した社会的地位を揺るぎないものにしようとした⁹。

文書が伝える限りでは、ニコラ・ロランは生涯のうちに七箇所寄進を行っている。まず出身地であるオータンのサン・ラザール大聖堂、オータンからボヌヘと向かう街道沿いにあるヴァル・サン・ブワ修道院、ポリニーの参事会聖堂、シャロン・シュル・ソーヌのサン・ヴァンサン大聖堂、王侯貴族や教皇による寄進が数多く行われていたアヴィニヨンのケレスティヌス会修道院、そしてオータンの教区教会ノートルダム聖堂とボヌの施療院である。七箇所の寄進は当時の平均からすると比較的少ないが、ロラン一族の墓廟とされてきたオータンのノートルダム聖堂と、ロランによって新たに創設されたボヌの施療院で行われた寄進は、既存の制度や施設に対して高い自律性を持つ複合的寄進である点で、他の寄進とは別格と言える¹⁰。

先に挙げた《宰相ロランの聖母》と「最後の審判の祭壇画」は、前者はオータンのノートルダム聖堂に、後者はボヌの施療院に寄進された。ロランの寄進事業、特にオータンとボヌでの寄進は多数の美術作品をもたらした。オータンのノートルダム聖堂の美術寄進を列挙してみよう。彫刻作品としては、聖堂内陣の非常に重厚なブロンズ製洗礼台、身廊中央に安置された殆ど天井の高さにまで達する巨大なブロンズ製十字架、貴石で装飾された冠を戴く銀製のマリア像が寄進された。絵画作品としては《宰相ロランの聖母》に加えて、福者ルクセンブルクのペトルスの肖像を伴った祭壇画が寄進されている。建築の寄進としては、新たな鐘楼の建造に加えて右側廊を増築し、ステンドグラスや紋章、モットーやモノグラム、フレスコ壁画などで聖堂内を装飾した。内陣には妻ギゴンヌと自身のための墓標彫刻を安置し、自らを騎士の姿で表したという。その他、銀製もしくは鍍金された様々な典礼具、数多くの彩色写本が寄進された。これらロランによって寄進された数多の美術作品群は、ノートルダム聖堂の姿を魅力的なものとし、その美しさによって公爵領内での名声を高めたことだろう。¹¹ロランの寄進事業に見られるように、寄進は、前近代に生きた人々の死生観を規定する重要な社会現象であると同時に、芸術的創造性を発

揮する中心的な場を社会に提供していた。

体系的な寄進研究は、特にドイツ語圏の歴史学において追究されてきた。2000年に創刊された中世史研究者ミヒャエル・ボルゴルテによる叢書「寄進史 (Stiftungsgeschichten)」¹²から継続的に新書が発刊されていることから伺えるように、寄進研究は昨今特に興隆の様相を呈している。しかし、明確な定義としての「寄進」(独: Stiftung、仏: fondation)は近代以降に確立された概念である。また後述するように、寄進は初めから今日のような形で研究対象とされていたわけではない。寄進研究は、法制史的アプローチから社会史的・文化史のアプローチへと大きな方法論の変遷をたどってきた。稿者は、宗教美術の成立にも重なる根本的な問題として、寄進と美術の関係性を明確に対象化するためには、造形美術の創造的側面について独自の考察を重ねてきた、様式概念を基底とする美術史学アプローチが必要と考えている。確かにこれまでの寄進研究においても造形分析は一般的に行われてきた。しかしそれは造形美術を史料化することを前提とした、限定的なものであったと考えられる。歴史学・美術史学双方にとって今後必要と思われる美術史的寄進研究とは、どのようなものであるべきなのか。また、それによっていかなる可能性を切り開くことができるのだろうか。これらの問題を検討するにあたって、まずはこれまでの寄進研究の歩みを確認しておく必要がある。

2. 法制史的考察—営造物と法人

寄進は、寄進者の死後も永続的な実効力を有する点で、一度限りの関係性に立脚する贈与とは区別される¹³。近代社会では死後に人は法的権利を失うとされるため、寄進ははじめ法制史学において問題となった。19世紀の法制史学は、「法的人格」(juristische Persönlichkeit)・「営造物」(Anstalt)・「法人」(Korporation)といった概念を確立する一方、意志主義理論(Willenstheorie)を援用することで、寄進に見られる永続性の正当化を行った。寄進者の意志を通じて、教会や病院、大学などの寄進物である「営造物」(Anstalt)自体に独立した法的人格が付与されるため、寄進者の生死は永続性に関係しないとされたのである¹⁴。本論の文脈において「営造物」と「法人」の区別は決定的なものである¹⁵。何故なら営造物の法的人格は、営造物自体が自律した法の担い手であることに由来しており、ここで自然人は何の役割も果たしていない。一方「法人」は自然人の自発的な連盟と理解され、その法的身分は、法人の構成員たる自然人によって説明されるからである。近代以降の社会は、「営造物」概念を確立することで、寄進に永続性を付することを可能とした。一方前近代社会においては、法的人格を有する寄進に相当する用語は存在しない。現在我々が使用している寄進の概念は、19世紀の法制史学における議論によって作り上げられた近代的概念である¹⁶。しかし、永続的性質を持つものとしての寄進は、概念化されてはいなかったにせよ、前近代においても地域を問わず認められる普遍的現象であったことが、比較文化史的研究から明らかにされている¹⁷。

一例として、古代ローマ末期の寄進例を確認してみよう。バーゼル大学図書館に残される10世紀の羊皮紙断片¹⁸は、紀元後二世紀前後のあるローマ市民が自身の墓廟の管理について残した遺言を今に伝える。文書が破損しているためにこの人物の名は不明だが、彼の築いた“cella memoriae”と呼ばれる墓廟には、“exedra”と呼ばれる建築物と、湖を伴った果実園が附属してい

た。Exedra は当時の葬祭文化に欠かせない建築で、死者と会食を行う葬祭の折には扉を開き、訪問者は中に入ることができた。内部に設置されたベンチの上には、掛け布と枕、マントに下着が用意され、死者を弔う訪問者を迎えた。一方果実園は、墓廟管理の必要経費を賄うことを目的として設けられていた。墓廟と果実園の管理は二人の解放奴隷に任され、彼らには三名の庭師が仕えるよう定められていた。解放奴隷が死んだ場合、その子もまた親の使命を引き継ぐことが望まれた。遺言者の相続人である甥アクイラによって、遺産から毎年60シェッフェルの小麦が庭師に支払われるようになっており、庭師が死亡した際には後継者を選ぶ必要があった。また、この墓廟に遺言者以外の人物を埋葬することは許されず、定期的に追悼式が行われなくてはならなかった。遺言書の内容がアクイラや解放奴隷達によって遵守されるかどうかは、*civitas lingonum* と呼ばれる市民組織によって監査されるよう取り決められていた。パーゼル文書の遺言者は、墓廟を直接管理すべき人的組織が次世代へと更新されていくように取り決めるだけではなく、墓廟管理組織を他の監査組織との関係性のうちに置くことによって、寄進の永続性を万全たるものにしようとしたのである¹⁹。

永続的性質を有する寄進は中世盛期並びに後期にとりわけ興隆し、王侯貴族のような権力者だけではなく、聖職者や市民階級にまでその影響が波及し、様々な寄進形式が生まれた²⁰。寄進は、営造物概念が確立される以前の前近代社会においても大きな役割を担っていた。先述したように、近代以降の社会においては、寄進の有する法的人格、すなわち営造物によって寄進の永続性を説明することができる。しかしそれでは、一体何が前近代社会における寄進の永続性の担い手であったのだろうか。これを説明するにあたって法制史家達は、前近代における寄進に関しても、「法的人格」・「営造物」・「法人」といった近代的概念を用いて説明を試みた。

19世紀の法制史家オットー・ギールケは、中世の寄進は必ず教会施設 (*ecclesia*) か、*pia corpora* と名付けられる法人 (*collegia*) に従属するものとして法的理解がなされていたことを明らかにし、中世における寄進は、近代以降と異なり非自律的な現象であると結論付けている²¹。すなわち中世には営造物概念が存在せず、寄進もそれ自体としては法的人格を有していなかったのである。またギールケは、近代以降の寄進についても、営造物という近代的概念を元にした法律行為としてだけでなく、社会的産物としても捉えるべきであると主張した²²。次章で詳しく確認するように、法制史的アプローチでは寄進という現象を捉えきることができないことを、法制史家ギールケは自ら理解していたのである。

一方20世紀の法制史家ライケは、寄進には一貫して営造物的性質が認められることを立証するため、法制史的観点から中世の施療施設を考察している。しかしそれらの施設は、常に法人である法的人格を有する既存の母体施設に併設されていた。この母体施設が正式な代表として文書の中で引き合いに出されることによって、寄進という法的行為の永続性が正当化されていたことが分かった。しかしライケは、文言として表現できるほど明白に自覚されていたわけではないにせよ、民衆の法意識や現実世界の行為の中では、「実際のところ」寄進に対して自律した法的人格が見出されていたと主張した²³。前近代においても、潜在意識としては既に営造物概念の萌芽が認められるとすることで、寄進の発展史を記述しようとしたのである。一貫した寄進史観を提示するライケのアプローチは好意的に受け止められ、80年代にボルゴルテが批判を行うまで、寄進研究は常に法制史的観点からなされるようになった。代表的な寄進研究者リアマンもまた、異

教古代から現代にいたる寄進の発展史を、ライケの構想に従って記述している²⁴。

3. 社会史的・文化史的考察—メモリア

ミヒャエル・ボルゴルテは、1988年の論稿「法制史・社会史的観点から見た中世の寄進」²⁵において、寄進研究をこれまで規定してきた法制史的アプローチを批判し、法制史的議論に内在する限界を論じることで、その理論的枠組みを根底から覆した。ライケやその追随者たちは、自律的な法的存在としての営造物概念によって、寄進の永続的な性質を説明することを試みてきた。しかし、前近代における寄進の永続性は、常に自然人の集合である法人に起因していたことは上述した通りである。それにもかかわらず歴史家達は、前近代的寄進に営造物的性質を認めることを全く問題としてこなかった。これに対してボルゴルテは、19世紀に成立した法制史的概念を用いて前近代的な寄進を考察するのはアナクロニズムであるとして、批判を行った²⁶。そして、法制史的観点に限定されてきたこれまでのアプローチに代わって、社会史のアプローチから新たに寄進を考察するべきであると主張した。社会史のアプローチは、ギールケ²⁷やブルック²⁸に見られるように、法制史のアプローチの中にその萌芽を既に認めることができる。しかしそれらは、独立して寄進の永続性を説明するものにはならなかった。従って現在主流をなす社会史的寄進研究は、ボルゴルテによって確立されたと見ることができる。

社会史的方法論を正当化するにあたってボルゴルテは、オットー・エクスレによる「メモリア」概念を議論の俎上に載せた。「メモリア」とは、認識上もしくは感情の上で死者を「追憶する」ことを超え、「社会的・法的な行動形式 [稿者補：として]、思い起こされる死者が現前するものとして立ち現れる」²⁹ことを示す。前近代社会では、死後の遺骸も行為能力を有した主体として捉えていた。この点で、18世紀に大きく心性が変化したこと³⁰でもたらされた近代以降に見られる死者への理解と、前近代社会におけるそれとは全く異なっている。

エクスレは、ゲーテの『親和力』からの一節を取り上げる³¹。物語に登場する領主の妻シャルロットは啓蒙された婦人だが、古びてみすばらしい村の教会と墓地を立派なものに作り替えることを思い立つ。数多の古い墓碑は脇へと集めて並び替え、でこぼこの地面を平らにした後、様々な種類のクローバーで覆った。そして教会へ続く道を幅広なものへと整備することで、人々の憩う美しい空間を作り上げた。墓碑を脇へと除けることに対しては、何の問題も無いと考えた。このような行為は死者の追憶を妨げるものではないと感じていたからである。ところがある日、寄進者一族の代理を務める弁護士によって、彼女は反対者の主張を知らされる。この若い男は次のように弁論した。「(略) 私たちの心を魅きつけるのは、この石碑ではなく、その下に眠るもの、そこの大地にゆだねられているものです。記憶ではなく故人自体、彼への追憶ではなく故人がそこに現前することが大事なのです。」³²『親和力』の議論は、前近代的な意味におけるメモリアの具体的な一例を我々に提供している。

前近代の寄進に見られる永続性は、寄進を行った死者そのものに起因する。前近代社会においては、死後にあっても人は行為能力を有する主体とみなされていた。ボルゴルテは、寄進研究が寄進を法という抽象的存在として対象化してきたことを批判し、寄進者と寄進先との関係として捉え、社会全体のコンテクストの中で考えることが肝要であると主張する。ボルゴルテの論は決

定的なものとなり、その後寄進研究は、社会史的「メモリア研究」へと方向を転換することとなる。

ボルゴルテ以降の寄進研究は、永続性の考察に留まらず、様々な社会史的観点を取り上げるようになった。煉獄概念によって死後の世界のイメージが変わったことは、寄進にどのような影響を与えたのか³³。宗教改革といった大きな歴史上の出来事によって、寄進はどのように変わっていったのか³⁴。実際のところ寄進はどのくらい継続したのか³⁵。女性寄進者の役割はどのようなものだったのか³⁶。社会史的テーマが関心を集めるようになったことで、無論文化史的なテーマにも考察が及ぶようになった。特に美術寄進の問題は、文化史的考察の興隆によって重要性を増した。同時に造形美術は、寄進の考察に向けた史料として、文字史料と並んで盛んに活用されるようになった。15世紀半ばから16世紀半ばにかけてケルン市で権勢を誇ったリンク家の美術寄進を考察したシュミットは、「こうして都市研究の様々な領域において、美術作品を資料 (Quelle) とすることが可能になる。美術作品は、寄進者の人生や教会の装飾がたどった歴史の中で、ある特定の文脈において生じた人と施設との関係を記録している。この点で史料 (Urkunde) に匹敵する性質を有する。[拙訳]」³⁷と述べている。

4. 造形作品の史料化—芸術的創造性の所在

文化史的考察の興隆を受け、寄進研究が造形美術を積極的に活用するようになったことで、文字史料からは明らかにできなかった寄進者の心性や当時の文化状況がより詳細にされつつある。ヘルマン・カンブは、1993年の著書『メモリアと自己描写—ブルゴーニュ宰相ロランの寄進』³⁸にて、いかにしてロランが寄進によって死後の追憶を確実なものにしようとしたのか、また貴人としての自己像を表現しようとしたのかについて、多数の先行研究を踏まえながら包括的な研究を行った。ロランの美術寄進を、土地や典礼の寄進なども含めた一個人の寄進活動全体において捉えようとした点で、本研究は従来のロラン研究と性質を異にする。美術作品も積極的に史料として考察し、ロランの寄進に見られる特徴、すなわち彼のメモリアが世俗的性質を強く帯びていると同時に、造形美術の寄進と深く関わっている点について、様々な側面から指摘している。本書は文化史的寄進研究の典型として、寄進研究の可能性を探る上で興味深い。本章では、造形美術を史料として捉える寄進研究の一例として、カンブによる美術作品の分析を方法的に考察し、美術史的寄進研究の可能性について考える糸口としてみたい³⁹。

カンブはロランの寄進事業の性質を、次のように捉えている。ロランの寄進には無論、死後のメモリアを確実なものとする伝統的な意図があったと言える。しかし彼にとって寄進とは、思い上がりで見なされることなく、あらゆる形で大貴族の生活様式を模倣することを可能とさせるものでもあった⁴⁰。このことは彼の寄進事業が、新興貴族としての自らの社会的地位を確立するために取られた、一つの政治戦略であったことを示している。

当時の王侯貴族は、慈善行為を通して気前の良さを示すことがたしなみであったが、彼の寄進が豪華な美術作品に彩られていることは、財力を誇示するとともに、大貴族風の (fürstlich) 性質を寄進に付与することにもなった。ロランは、ヤン・ファン・エイクやロヒール・ファン・デル・ウェイデン、ホアン・デ・ラ・フェルタといった一流の芸術家達、またアヴィニヨン

ではアンゲラン・カルトンといったプロヴァンスで名声の高かった芸術家に制作を注文している。フィリップ善良公の宮廷では、当代一の芸術家に注文を行うことでパトロンとしての力量が競われていた。ロランの注文書には、単なる職人による手と芸術家に比する親方の手を区別する文言があり、寄進によって制作される、作品の「芸術」としての質にはことさら気を配っていたと考えられる。寄進事業を通して多くの建築や美術作品を注文し、芸術愛好家として自己を描写することで、ロランは貴族サークルへの帰属性をより強固なものにしようとしたのである⁴¹。

貴族としての自己を誇示するメモリアのあり方は、《宰相ロランの聖母》の図像にも見出すことができる。キャンブは述べる。新興貴族は三世代後に貴族としての特権を全て享受できるのが常だったが⁴²、ロランは画中において、一族の新たな伝統の創始者として自身を演出することに余念が無かった。寄進者像は、画面中央に表される聖母子像や聖人像に対し、小さく脇に表されるのが一般的である。しかし《宰相ロランの聖母》⁴³（挿図1）では、聖人の執り成しも無く、聖母子像と向い合せに、マリアと同じ大きさで寄進者像が堂々と表されている点で特異である。この独創的な図像形式は、その後の美術作例にも影響を与えた⁴⁴。聖人の執り成し無くマリアやキリストの脇に大きく寄進者が表される例としては、フィリップ美王に始まり、シャルル五世からベリー公ジャンにいたるまで、王侯貴族の注文による写本作例に既に見られる。しかしキャンブは、フィリップ豪胆公が寄進を行ったシャンモールのカルトゥジオ会修道院附属聖堂正面左壁の石造彫刻からの直接的な影響を指摘し、時禱書のような私的メディアではなく、公的メディアにおいてこの図像形式が用いられたことを重要視する⁴⁵。同様に、画中のロランの服装にも注意を促している。ロランがまとう足首まで隠れる豪華な金欄緞子の長いローブは、非常に短い丈の上着を好んだ当時の貴族階級の流行にそぐわない。一方、ロランと同様に市民階級出身の宮廷の実力者達の肖像、例えば「ブラデリン祭壇画」のピエール・ブラデリンの肖像はやや長めの上着を着用しており、ポリニーの参事会聖堂の浮彫彫刻に表されたジャン・シュサの肖像もまた、長いローブをまとっている。騎士に叙階されたとはいえ、新興貴族が貴族達の流行のモードを身にまとうことは世間的に憚られるものであったに違いない。そこでロランは、1424年にフィリップ善良公から騎士の叙階を受けた際にまとったとされる金欄緞子のローブを着用し、自らの貴族性を誇示したのだとキャンブは解釈する⁴⁶。ロランは、《宰相ロランの聖母》によって死後もメモリアとして一族の眼前に存在し続け、貴族としての新しい伝統を子孫に自覚させようとしていたのである⁴⁷。このように一族の自意識を高めるために寄進を行うことは、当時一般的であった⁴⁸。キャンブが、寄進による美術作品を造形的・視覚的メモリア（*bildliche und visuelle Memorien*）⁴⁹として捉えていることは興味深い。寄進者は、これら造形物を通して死後の社会の中で視覚的に存在し続けることで、寄進の永続性に対して法的な主張を行うことができたというのである。

一方キャンブは、ロランの寄進を、メモリアという文脈を超えた政治戦略としても読み解いている。ロランは息子ジャンと共に、福者ルクセンブルクのペトルスの墓があるアヴィニヨンのケレスティヌス会修道院へ脇礼拝堂を寄進している。脇礼拝堂にはかつて、アンゲラン・カルトン作とされるフレスコ壁画《マグダラのマリアの最後の聖体拝領》が寄進され、特徴的な容貌からルクセンブルクのペトルスと識別できる人物が司祭の一人として描かれていたという。ロランがもっとも重要視していたオータンのノートルダム聖堂にも、ペトルスの肖像を描いた祭壇画が寄進されていることから、彼はこの福者への崇敬をオータンでも広めようとしていたと考えられ

る⁵⁰。ペトルスを描いた二点の絵画作品の寄進動機についてカンブは、ロランのフィリップ善良公への政治的配慮によるものではないかと推測している。フィリップ善良公の祖父フィリップ豪胆公は、アヴィニヨンのケレスティヌス会修道院にある、ペトルスに捧げられた礼拝堂の礎石をオルレアン公ルイと共に置いた人物であった。フィリップ善良公は、ルクセンブルクのペトルスをオルレアンとブルゴーニュの和解を象徴する存在とみなしており、祖父に倣ってこの福者を崇敬していた。ペトルスの肖像を描かせたロランの美術寄進行為は、宗教心に基づくというよりも、フィリップ善良公に忠誠を示すためであったとカンブは読み解いている⁵¹。ここでは寄進が世俗的な目的のために手段化され、近代的な性質を帯び始めているのだ⁵²。一般に、聖人像が表される図像作品は、寄進者と特定聖人との関係を伺う良き史料となり、歴史的背景からその関係が説明されることが多い。カンブもまた《宰相ロランの聖母》を史料として活用し、文字史料からは明らかにできない、ロランの寄進が有する政治的一面を浮き彫りにしている。

本来宗教的な動機に基づくべき寄進を世俗的な目的のための手段とするロランの信仰心は、どのようなものだったのだろうか。カンブは、「最後の審判の祭壇画」（挿図2・3）の図像からロランの冷めた宗教心を読み解こうとしている。死を前に彼が残した遺書には、寄進事業を気に掛ける文言はあるものの、その宗教的動機や死を前にした畏れについては何も述べてられていない。過去に残した寄進文書でも、敬虔な言葉は最小限に抑えられている。このことは必ずしも彼が信心深くなかったことの証となるわけではないが、そのような感情を大仰に表現する欲求に欠けていたとは言え、当時の一般的な寄進文書や遺書とは大きく趣を異にしている⁵³。「最後の審判の祭壇画」第二面の《最後の審判》（挿図3）は、同時代の描写に比べ、不気味なものに対するイメージやこの世の終わりに対する恐怖のイメージが抑えられている。このように、彼の死を不気味なものとして捉えない理性的で冷めた態度は、図像からも読み取ることができるとカンブは述べている⁵⁴。

以上、カンブによるロランの美術寄進の分析を概観してきた。歴史的事実に照らし合わせたカンブの緻密な美術作品の考察は、美術史学研究においても重要な知見を与えるものと言える。しかし一方で、芸術的創造行為の所産として美術作品を捉える美術史学の立場からは、一つの問題が提起される。美術作品には、色や形、素材から構成される造形的な独創性、すなわち芸術としての価値がある。しかしながらこのような芸術的創造性は、造形美術を史料化する態度の中では「政治戦略の手段と化したメモリア、新興貴族の自意識の表れとしてのメモリア」という意味の地平へと解体され、他の歴史現象から説明可能なもの、もしくは説明されなくてはならないものとして平凡化されることになる。この文脈において、芸術的創造性はその所在を失ってしまうのである。

美術史的な問題意識と文化史的な問題意識との間に見られるこの齟齬は、かつて文化史学の下位領域とされた美術史学が、19世紀後半から20世紀初頭に、独自の学問規範を持つ自律した学問領域として成立した動機とも重なっている⁵⁵。エルヴィン・パノフスキーは、「歴史考察」と「芸術学」⁵⁶の相違について次のように記述している。「芸術学の客体がおのれは歴史的に把握される以上のものという要求を必然的に挙げてくること、これが芸術学の呪わしいところであり悦ばしいところでもある。純然たる歴史考察ならば、内容史に向かおうと形式史に向かおうと芸術作品なる現象をいつでもただ諸他の現象から説明するだけで済み、高次の認識源泉から説明す

ることではない。(略)だが芸術活動は、その営為のあらわすものが主観の外化ならず素材の成形であり、偶発事件ならず所産的成果であるという点で一般史的生起とは区別される(また同じ点で認識と一脈通じあう)。]57歴史学における研究対象は時間的過去にあるため、研究対象自体を直接体験することは原理的に不可能である。文献史料や物証を手掛かりに推論し、我々の意識の中に過去の存在として再構成しなければならない。一方美術史学の研究対象である造形美術は、時間的過去に制作された歴史的存在であると同時に、現前する存在でもあるため、歴史考察と同時に観察者による直観体験が不可欠となる。芸術家の同定や制作年代の同定を行うことができるのも、それぞれに特有な内的形式法則に支配される対象を、「見られようと望んでいる」仕方を見てこそはじめて眼差しの中に開示される経験⁵⁸、すなわち様式⁵⁹とも呼ばれるものの直観体験があるからである。美術史学は、造形美術に関連する「他の」文化現象ではなく造形美術自体を研究対象とするからこそ、歴史文脈からのみ作品説明を行うそれまでの考古学的・文化史的態度から脱却しなくてはならなかった。美術史学は、文化史から独立する形で20世紀に大きく発展を遂げ、造形自体の創造的側面について独自の考察を重ねてきた⁶⁰。人が永遠であることを願うメモリアと、造形美術を求めることが何故つながるのだろうか。寄進行為によって、創造性に優れた新しい造形が生み出されるのは何故なのか。寄進と美術との関係について考察を行うとき、様式概念に規定される美術史学的方法論を用いることでしか立ち現れてこない問題があるのではないだろうか。

これまでの寄進研究は、造形分析という美術史学的手法を多用しながらも、研究目的の射程はあくまで文化史的な問題意識に拠ってきた。しかし美術史学的寄進研究においては、造形そのものの成立と、寄進者との関係も説明できるような理論が目指されるべきである。多くの寄進作例では、親方や助言者といった集団によって制作が行われていた。中でも寄進者はプロジェクト全体の起点と言え、推進力を担う意味で中心的役割を果たしていた。このことから、寄進者を直接行為者と同様、造形成立に直接影響を与える能力⁶¹を持った創造的行為者とみなすべきだと考える。例えば社会・文化的文脈が寄進行為に決定的な影響を及ぼすとしても、前提条件として造形直観能力や造形への基本的関心が人々に共有されていなければ、寄進作例が社会において意味を生み出すことはそもそも無いからである。これまでは暗黙の了解として、造形成立の問題は親方などの直接制作者の領域とされ、寄進研究が扱う範疇には無いとされてきたように思われる。しかし前述したように、寄進と宗教美術が密接な関係にある限り、芸術的創造性の問題を寄進者と切り離し、直接制作者の領域へと追いやってしまうことはできない。寄進者は直接行為者と同様、造形成立に直接影響を与える能力を持った創造的行為者とみなされるべきなのである。

美術作品を、寄進者を含めた複数の人物による共同制作の所産と捉えた場合、どのように造形の成立を考察するべきだろうか。寄進者を創造的行為者と仮定するならば、寄進者の造形に対する関与は直接行為者の場合と同様、個別的な造形傾向として表出すると推測される。このことから、造形成立の分析に際しては、寄進者もまた造形自体に影響を及ぼしうることを考慮に入れる必要があると稿者は考える。直接行為者の能力が寄進者のそれに優る場合もあれば、その逆もある。また両者の相互作用が造形表現に反映されることもあるだろう。造形表現に見られる各人の貢献を考察するにあたっては、適切な比較作例を集める必要がある。それらの分析には、これまでの美術史学が培ってきた造形分析の一般的手法が有効となる⁶²。寄進研究は、美術史学の造形

分析の方法を借用するだけでなく、寄進美術を美的直観の対象として捉え、美術史学の学問的使命を内化することで、さらに展開を遂げていくことになるだろう。

最後に、美術史学が寄進研究を行うことの意味について考えたい。美術史学研究において寄進者の存在は、単に興味深い画中モチーフであるというだけでなく⁶³、図像解釈の際に重要な糸口を与えるものとして常に考慮されてきた。しかしそのような研究はあくまで個別的な現象を扱うにとどまり、体系的理論が目指されることは殆どなかった。90年前後からは、ボルゴルテの研究を受けて、「メモリア理論」を援用した美術寄進に関する学際的な考察が行われるようになるが⁶⁴、キャンプと同様に寄進者の造形的創造性に着目した研究とは言えない。また一般に美術史学では、寄進者という言葉は必ずしも、永続性と関連する歴史学の厳密な定義に従って用いられているわけではない。「教会や修道院などに美術作例を寄贈した人物」「聖母子や聖人の脇で祈りを捧げる一般信徒像」といった意味で曖昧に用いられることが殆どであり、注文主、パトロンなどの用語と区別せず用いられることも多い⁶⁵。歴史学における体系的な寄進研究の成果と関連付けた、寄進に関する美術史研究は一部に留まると言える。

「寄進者」と「パトロン」、「注文主」は近接する概念だが、パトロンは、作品制作の直接行為者である親方や美術家との関係において定義される概念であり、一方寄進者は、美術作品の寄進先との関係において定義される概念である。後者において直接行為者との関係は副次的に結ばれている。これらに対して「注文主」は、契約関係によって定義される法的概念と言えるだろう。パトロンは庇護者という性質上、上流階級という限られた文脈において語られることが多いが、一方寄進者の問題は、前近代社会に生きる全ての者の死生観と関わっている。確かに現実世界においてこの三者は、たびたび重なって存在している。あえて芸術的創造性の問題を寄進研究の文脈で考察する必要性は無く、直接行為者以外の芸術的創造性については、既存の注文者研究やパトロン研究の中で考察していけば十分であるという意見もあるだろう。しかしながら稿者は、寄進者を「方法論的に」パトロンや注文主とは峻別して理解することは重要であると考え。注文主もパトロンも、宗教上の役割を定義する概念ではない。プロジェクトの起点となる人物を注文主やパトロンと見なすことでは、芸術的創造性と宗教心との関係を明確な形で対象化することは難しい。多くの場合、造形自体の芸術的問題がメモリアという宗教的問題との関連において捉えられることは少なく、社会的文脈から造形の問題を理解しようとする解釈学的態度が一般的となる。究極的に言えば、人類文化に広く認められる宗教という現象は、死なねばならない運命と肉体的に永遠でありたいという渴望—メモリア—との葛藤として理解できる。故に、メモリア研究との関連において美術史的に寄進者を考察することは、芸術的創造性と永遠性との問題を議論の俎上にあげることにつながるのである。美術史的寄進研究は、宗教美術の成立—なぜあらゆる宗教は美術を希求するのか—という根本的な問題を提起することにもなるだろう。

おわりに

前世紀初頭に独立した学問規範として確立された美術史学は、一世紀の間に様々な時代・地域へと考察領域を伸ばし、大きな発展を遂げた。一方、それらの細分化された知識が統合し体系化されねばならないという機運が高まる中で、新たな方法論的展開が美術史学に求められている。

2012年に開催された国際美術史学会ニュルンベルク大会⁶⁶では、現在の閉塞感を打ち破るものとして人類学的手法が大きくクローズアップされ、美術史学から形象学（Bildwissenschaft）へと移行すべきであるという主張が目立った。そのような中で稿者は、人類学的手法に興味を覚えつつも、同時に20世紀初頭の美術史学理論に立ち戻りながら、美術史学固有の問題意識を再確認する必要があるように思った。様式概念を前提とする造形に対する問題意識は、細分化された学問知を統合できるだけの普遍性を持つものであり、「美術史学的美術史学」と呼ばれるべきものは、いまだその役割を終えていないように思えたからである。本稿はこの大きな問題に直接答えるものではない。しかし、先行研究批判を美術史学の成立動機に立ち戻りながら行うことで、美術史学の可能性について問うてみたつもりである。本稿は、あくまで先行研究の考察に拠りながら、美術史学的寄進研究の可能性を推測的に提示したたに過ぎない。今後は稿者自身による具体的な考察によって、本稿の主張を弁論していかなくてはならないだろう。

【図版キャプション一覧】

- 挿図1 ヤン・ファン・エイク作《宰相ロランの聖母》（1434年頃制作、パリ、ルーヴル美術館所蔵）
（Belting, H., Kruse, C., *Die Erfindung des Gemäldes, Das erste Jahrhundert der niederländischen Malerei*, München, 1994, Farbtafel 112-113）
- 挿図2 ロヒール・ファン・デル・ウェイデン作「最後の審判の祭壇画」第一面（1445～1450年制作、ボース、施療院所蔵）
（Kemperdick, S., *Rogier van der Weyden*, Köln, 1999, pp. 66-67）
- 挿図3 ロヒール・ファン・デル・ウェイデン作「ボース祭壇画」第二面（1445～1450年制作、ボース、施療院所蔵）
（(Eds.) Foister, S., et al., *Investigating Jan van Eyck*, Brepols, 2000, p. 238）

（註）

- 1 本稿は、平成25年度科学研究費補助金（特別研究員奨励費）対象の研究課題（課題番号25・09548「15世紀アントニウス会の美術寄進活動研究—創造的行為者としての寄進者」）による研究成果の一部である。
- 2 Kamp, H., *Memoria und Selbstdarstellung. Die Stiftungen des burgundischen Kanzlers Rolin*, Sigmaringen, 1993.
- 3 Cf. Liermann, H., *Geschichte des Stiftungsrechts*, Tübingen, ²2002, pp. 78, 124.
- 4 Cf. Kamp, 1993, pp. 10 - 11.
- 5 1434年頃制作、パリ、ルーヴル美術館所蔵。制作年代については以下を参照。勝國興編、『世界美術大全集—北方ルネサンス』、西洋編第14巻、1995年、370頁。
- 6 1445～1450年制作、ボース、施療院所蔵。制作年代については以下を参照。勝國興、1995年、74頁。
- 7 Cf. Kamp, 1993, p. 40.
- 8 Cf. Kamp, 1993, p. 40.
- 9 Cf. Kamp, 1993, pp. 253 - 274.
- 10 寄進先は寄進者を永遠に追憶するよう義務付けられていたが、実際には守られないことが度々あった。しかしオータンやボースのように、寄進内容が事細かに規定され、かつ既存の制度や団体に対して

高い自律性を有する大がかりな寄進の場合、例えば単なる聖餐式の寄進よりも、死後も継続して契約が遵守される場合が多かった。ロランは、ボームやオータンでの寄進事業が高い自律性を持って遂行されるよう特赦状を得ることに心を砕いたが、これには枢機卿となっていた息子ジャンが一役買っていた。

Cf. Kamp, 1993, pp. 73 - 122.

11 Cf. Kamp, 1993, pp. 234 - 238.

12 シリーズ第一巻は以下。Borgolte, M., *Stiftungen und Stiftungswirklichkeiten. Vom Mittelalter bis zur Gegenwart*, Berlin, 2000.

13 寄進史の概観は、主にボルゴルテの以下の論稿に従って記述を行う。Cf. Borgolte, M., “Die Stiftungen des Mittelalters in rechts- und sozialhistorischer Sicht”, in: *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte. Kanonistische Abteilung*, 74, 1988, pp. 76 - 77.

14 Cf. Borgolte, 1988, pp. 84 - 85.

15 Cf. Borgolte, 1988, p. 76. 長きにわたって寄進研究の中心的主題となった営造物 (Anstalt) と法人 (Korporation) の厳密な区別は、19世紀の法学的議論に起源を有する。Cf. Borgolte, M., “Von der Geschichte des Stiftungsrechts zur Geschichte der Stiftungen”, in: (ed.) Lohse, T., *Stiftung und Memoria*, Berlin, 2012, p. 339.

16 Cf. Borgolte, 1988, p. 76.

17 Cf. Borgolte, 2012, p. 337.

18 Öffentliche Bibliothek der Universität Basel, Sign. N I 2 Nr. 29. このバーゼル文書はオリジナルではなく、紀元後二世紀前後の遺書を複製したものである。

19 Cf. Borgolte, 1988, pp. 71 - 73.

20 Cf. Liermann, 2002, pp. 78, 124.

21 Cf. Gierke, O., *Das deutsche Genossenschaftsrecht*, Band 3, Berlin, 1881, pp. 198, 275.

22 Cf. Gierke, O., *Deutsches Privatrecht*, Band 1, Leipzig, 1895, p. 651.

23 Cf. Reicke, S., “Stiftungsbegriff und Stiftungsrecht im Mittelalter”, in: *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte. Germanistische Abteilung*, 53, 1933, pp. 247 - 276.

24 Cf. Liermann, 2002.

25 Borgolte, 1988.

26 Cf. Borgolte, 1988, p. 77.

27 Cf. Gierke, 1895, p. 651.

28 Cf. Bruck, E., *Über römisches Recht im Rahmen der Kulturgeschichte*, Berlin et al., 1954, pp. 46 - 100. ブルックは、古代ローマの寄進について既に宗教的・政治的観点から考察しているが、「社会 (Gesellschaft)」の概念に欠けており、いまだ社会史的分析とは言えないとボルゴルテは述べる。Cf. Borgolte, 1988, pp. 77 - 78.

29 Oexle, O., “Gegenwart der Toten”, in: (eds.) Braet, H., et al., *Death in the middle ages*, Leuven, 1983, p. 25.

30 Cf. Oexle, 1983, pp. 64 - 65. 1803年の帝国代表者会議主要決議によって世俗化の時代が幕を開け、この時期に数多くの寄進が無効とされた。Cf. Liermann, 1963, pp. 193 - 258.

31 Cf. Oexle, 1983, pp. 22 - 25.

32 ヨハン・ヴォルフガング・フォン・ゲーテ著『親和力』、柴田翔訳、講談社文芸文庫、1997年、第一版、216頁 (Goethe, J., *Die Wahlverwandtschaften*, 1809)。

33 Cf. Lusiardi, R., *Stiftung und städtische Gesellschaft. Religiöse und soziale Aspekte des*

Stiftungsverhaltens im spätmittelalterlichen Stralsund, Berlin, 2000.

34 Cf. Scheller, B., *Memoria an der Zeitenwende. Die Stiftungen Jakob Fuggers des Reichen vor und während der Reformation (ca. 1505-1555)*, Berlin, 2004.

35 Cf. Moddelmog, C., *Königliche Stiftungen des Mittelalters im historischen Wandel. Quedlinburg und Speyer, Königfelden, Wiener Neustadt und Andernach*, Berlin, 2012.

36 Cf. Göttler, C., *Die Kunst des Fegefeuers nach der Reformation. Kirchliche Schenkungen. Ablaß und Almosen in Antwerpen und Bologna um 1600*, Mainz, 1996.

37 Schmid, 1994, p. 18.

38 Cf. Kamp, 1993.

39 最新のニコラ・ロラン研究としては以下。Gelfand, L., “Piety, nobility and posterity. Wealth and the ruin of Nicolas Rolin’s reputation”, in: *Journal of Historians of Netherlandish Art*, 2009, 1:1 (electronic resource); Sécula, D., “Nicolas Rolin fondateur de l’Hôtel-Dieu de Beaugency (1443). Réflexions sur son rôle dans la conception du programme architectural”, in: *L’artiste et le commanditaire aux derniers siècles du Moyen Age, XIIIe-XVIe siècles*, 2001, pp. 115 - 130; (Ed.) Maurice-Chabard, B., *La splendeur des Rolin. Un mécénat privé à la cour de Bourgogne. Table ronde 27-28 février 1995*, Paris, 1999. ここでは文化史的寄進研究を方法論的に考察することが主眼であるため、ロラン研究における最新の知見とは言えないが、文化史的寄進研究として重要と考えられるカンパの研究を取り上げることとする。

40 Cf. Kamp, 1993, p. 273.

41 Cf. Kamp, 1993, pp. 243 - 246.

42 Cf. Kamp, 1993, p. 270.

43 作品の来歴・図像記述、マリア崇敬との関連等については以下を参照。Kamp, 1993, pp. 154 - 165.

44 ロヒール・ファン・デル・ウェイデン作《聖母を描く聖ルカ》(1435年頃制作、ボストン、ボストン美術館所蔵)は、本作例から図像的影響を受けたとされる。Cf. Marrow, J., et al., “Artistic identity in early netherlandish painting. The place of Rogier van der Weyden’s *St. Luke Drawing the Virgin*”, in: (ed.) Purtle, C., *Rogier van der Weyden. St. Luke drawing the Virgin. Selected essays in context*, Turnhout, 1997, pp. 53 - 59.

45 Cf. Kamp, 1993, p. 220.

46 Cf. Kamp, 1993, pp. 256 - 257, 259.

47 Cf. Kamp, 1993, p. 260.

48 Cf. Kamp, 1993, p. 225.

49 Cf. Kamp, 1993, p. 295.

50 Cf. Kamp, 1993, pp. 151 - 152.

51 Cf. Kamp, 1993, pp. 201 - 202.

52 Cf. Kamp, 1993, p. 322.

53 Cf. Kamp, 1993, pp. 193 - 194.

54 Cf. Kamp, 1993, pp. 199 - 200.

55 近代美術史学の成立については以下を参照。ワード・クルターマン著、勝國興他訳、『美術史学の歴史』、中央公論美術出版、1995年、282~306頁 (Kultermann, U., *Geschichte der Kunstgeschichte. Der Weg einer Wissenschaft*, Düsseldorf, 1990)。

- 56 Kunstwissenschaft。この文脈では美術史学 (Kunstgeschichte) と同義。
- 57 エルヴィン・パノフスキー著、細井雄介訳、『芸術学の根本問題』、中央公論美術出版、1994年、24～25頁 (Panofsky, E., “Der Begriff des Kunstwollens”, in: *Zeitschrift für Ästhetik und Allgemeine Kunstwissenschaft*, 14, 1920, pp. 321 - 339)。
- 58 パノフスキー、『芸術学の根本問題』、43頁 (Panofsky, E., “Heinrich Wölfflin. Zu seinem 60. Geburtstag am 21. Juni 1924”, in: *Hamburger Fremdenblatt*, 21. Juni 1924)。
- 59 「様式」概念に関する議論は多岐に渡るが、いずれも鑑賞者によって直観的に把握されるとする点で一致している。パノフスキー、『芸術学の根本問題』、3～15頁 (Panofsky, E., “Das Problem des Stils in der bildenden Kunst”, in: *Zeitschrift für Ästhetik und Allgemeine Kunstwissenschaft*, 10, 1915, pp. 460 - 467)。マイヤー・シャピロ、エルンスト・ゴンブリッチ著、細井雄介他訳、『様式』、中央公論美術出版、1997年 (Schapiro, M., “Style”, in: (ed.) Kroeber, A., *Anthropology Today. An Encyclopedic Inventory*, Chicago, 1953, pp. 287 - 312; Gombrich, E., “Style”, in: (ed.) Sils, D., *International Encyclopedia of the Social Sciences*, 15, New York, 1968, pp. 352 - 361)。ネルソン・グッドマン著、菅野盾樹訳、『世界制作の方法』、筑摩書房、2008年、55～83頁 (Goodman, N., *Ways of worldmaking*, Indianapolis, 1978) など。
- 60 「美術史の自律を考えると、我われは一面において文化史的、史学的な把握と、他面において美学的、哲学的な論究との、この二つの相違なる立場の、いわゆる限界領域へ探り入らざるをえない。そうしてこの両面へのそれぞれ必然的な関連において、しかもそのいずれからも区別される自己を自覚しなければならない。(略) 事実、このような理論的、方法論的な反省によって始めて、美術の歴史を単なる美術家の伝記や図像学の対象などから、あるいは一般文化史の挿絵にすぎないような境遇から開放して、美的形式史あるいは様式史として、独立なる一科の学を創造することができたのである。」(中村二柄「美術史の自律—第二章文化史・美学・美術史」、『京都教育大学紀要』、39号、1971年、99～100頁)
- 61 造形成立に直接影響を与える能力については、造形能力などの語が教育現場で一般的に用いられる。この能力は先天的なもので、教育によって向上するとされる。(三井秀樹著、『美の構成学—バウハウスからフラクタルまで』、中公新書、1996年、22～24頁)
- 62 一方で美術史的寄進研究は、造形そのものの問題を扱うだけでは十分ではなく、造形と意味との関連を問うことも必要である。寄進者が、作品の意味内容や装飾プログラムに決定的な影響を与えたことは、図像解釈学的考察より明らかにされているからである。この問題については新たに機会を設けて考察したい。
- 63 初期の画中モチーフ研究としては、例えば以下がある。Heller, E., *Das altniederländische Stifterbild*, München, 1976; Rooch, A., *Stifterbilder in Flandern und Brabant. Stadtbürgerliche Selbstdarstellung in der sakralen Malerei des 15. Jahrhunderts*, München, 1988. 最新の研究としては以下。Scheel, J., *Das altniederländische Stifterbild. Emotionsstrategien des Sehens und der Selbsterkenntnis*, Berlin, 2014.
- 64 Sauer, C., *Fundatio und Memoria. Stifter und Klostergründer im Bild 1100 bis 1350*, Göttingen, 1993; Schmid, W., *Stifter und Auftraggeber im Spätmittelalterlichen Köln*, Köln, 1994.
- 65 パトロン研究については以下を参照。チャールズ・ホープ「画家とパトロンと助言者—イタリア・ルネサンスの絵画」、ガイ・ライトル他編、有路雍子他訳、『ルネサンスのパトロン制度』、松柏社、2000年、431～502頁 ((eds.) Lytle, G., et al., *Patronage in Renaissance*, New Jersey, 1981)。石鍋真澄著『フィレンツェの世紀—ルネサンス美術とパトロンの物語』、平凡社、2013年。注文者研究につい

ては以下。O'Malley, M., *The Business of Art. Contracts and the Commissioning Process in Renaissance Italy*, New Haven-London, 2005.

66 *The Challenge of the Object*, 33rd Congress of the International Committee of the History of Art (Germanisches Nationalmuseum Nürnberg, 15th-20th July, 2012).



插图 1



插图 2



插图 3